

部 年

保護者様

愛知県立岡崎聾学校長 鹿嶋 浩

出席停止のお知らせ

_____は、学校保健安全法の規定によって学校感染症に定められています。病気の悪化や他の幼児児童生徒への感染を防ぐために出席停止の指示をさせていただきます。(医師が指示した期間は、欠席とはみなさず、出席をしなくてもよい期間として扱います。)登校する際は、かかりつけの病院で「治癒証明書」を記入していただき、学級担任まで提出してください。

万一、文書料がかかるといわれた場合は、記入してもらわず学校にお申し出ください。

《参考》 学校で予防すべき感染症及び出席停止の基準

	病名	出席停止の基準	
第1種	新型コロナウイルス感染症(「COVID-19」)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼稚部は3日)を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

